

6章 災害時避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者登録制度

大規模な自然災害が起きたとき、自治会、民生委員、地区社協等の支援者が、要支援者の支援活動がスムーズにできるように、要支援者を登録する制度です。

支援者は普段から要支援者とのふれあい（見守り）を行います。災害が起きたときには、避難所への誘導や、避難所を通じて災害対策本部に報告をする等の支援を行うよう努めます。

登録の流れ

～申請～

申請書を提出します。

※ 市に避難行動要支援者登録制度の申請書を提出します。

～登録及び情報の提供～

台帳に登録し、地域の団体に情報を提供します。

※ 市では避難行動要支援者登録台帳を作成し、適正な保管を確保した上で、要支援者の支援にあたる自治会、民生委員、地区社協等に提供します。

～訪問～

ふれあい手帳を受け取ります。

※ 持病、かかりつけの病院や薬、通っている施設、緊急連絡先、避難場所、避難所等自分の情報が記入できます。

支援者が自宅を訪問します。

※ 地区ごとに支援にあたる団体が、居宅を訪問し、災害が起きたときの支援者を決めたり、避難所を特定したりします。

～災害時～

災害時には、支援者が登録台帳やふれあい手帳を確認し、要支援者の支援を行います。

登録対象者

避難行動要支援者登録の対象者となるのは、次のような方です。

- 視覚障がいのある人 (1級・2級)
- 聴覚障がいのある人 (2級)
- 音声言語障がいのある人 (1級・2級)
- 肢体不自由の人 (1級・2級)
- 内部障がいのある人 (1級・2級)
- 知的障がいのある人 (A1・A2・B1)
- 精神障がいのある人 (1級・2級・3級)



問い合わせ先は、福祉総務課（電話：70-5613）